

諸外国における出入国管理制度上の優遇措置

※ 法務省調べ

国名	米国		カナダ		英国		ドイツ		フランス		シンガポール		韓国		オーストラリア	
位置付け	一般	高度人材	一般	高度人材	一般	高度人材	一般	高度人材	一般	高度人材	一般	高度人材	一般	高度人材	一般	高度人材
在留資格等	高度技術・特定職種 (H-1Bビザ)	卓越技能労働者 (E1ビザ)	一時滞在外国人	スキルド・ワーカー	第2階層	第1階層	専門技術労働者	高度専門技術者	「給与所得者」資格	「能力と才能」資格	Sパス	雇用パス	特定活動 (E-7)	専門技術者 (ゴールドカード、サイエンスカード)	長期就労ビザ	技術移民
(備考)	・入国時のポイント制なし ・非移民	・入国時のポイント制なし ・移民	・入国時のポイント制なし ・非移民	・入国時のポイント制あり ・移民	・入国時のポイント制あり ・非移民	・入国時のポイント制あり ・非移民	・入国時のポイント制なし ・非移民	・入国時のポイント制なし ・非移民	・入国時のポイント制なし ・非移民	・入国時のポイント制なし ・非移民	・入国時のポイント制あり ・非移民	・入国時のポイント制なし ・非移民	・入国時のポイント制なし ・非移民	・入国時のポイント制なし ・非移民	・入国時のポイント制なし ・非移民	・入国時のポイント制あり ・移民
各種手続	労働市場テスト対象外のため、入国に当たって迅速な手続が可能	労働市場テスト対象外のため、入国に当たって迅速な手続が可能	労働市場テストの対象	労働市場テスト対象外のため、迅速な手続が可能	労働市場テストの対象	労働市場テスト対象外のため、迅速な手続が可能	労働市場テストの対象	労働市場テスト対象外のため、迅速な手続が可能	労働市場テストの対象	労働市場テスト対象外のため、迅速な手続が可能	—	—	—	在留許可手続の簡素化	—	—
永住権	一般的な手続として永住権を申請可能	—	2～4年の就労後に永住権を申請可能	—	5年滞後に永住権・市民権申請可能 (第3階層以下は帰国が前提)	5年滞後に永住権・市民権申請可能 (第3階層以下は帰国が前提)	一般的な手続として永住権を申請可能	入国当初から実質的な永住権である「定住許可」を付与	5年滞後に、実質的な永住権である「在留許可証」を申請可能	5年滞後に、実質的な永住権である「在留許可証」を申請可能	永住権を申請可能 (シンガポール滞在年数等をポイント制により計算)	永住権を申請可能 (シンガポール滞在年数等をポイント制により計算)	5年滞後に申請可能	最短3年で永住権付与(ゴールドカード所持者のみ)	一般的な手続として永住権を申請可能	—
在留期間	3年。最長6年まで更新可能	—	制度的規定はなく、通常は2～3年。再度の就労許可を受けて滞在可能。	—	3年(最長5年まで)	3年(最長5年まで)	3年	入国当初から滞在期間の制限なし	1年(更新可能)	3年(更新可能)	2年。その後は3年ごとに更新可能	2年。その後は3年ごとに更新可能	3年	5年	4年。更新可能	—
配偶者の就労	原則不可能 (投資(Eビザ)、企業内転勤(Lビザ)の配偶者のみ許可を受けて就労可能)	移民の家族として受け入れられるものであり、許可を受けずに就労可能	就労許可を受けることで就労可能	移民の家族として受け入れられるものであり、就労可能	許可を受けずに就労可能	許可を受けずに就労可能	配偶者として2年の正規滞在後、許可を受けて就労可能	配偶者として2年の正規滞在後、許可を受けて就労可能	本体の外国人が18か月の正規滞在後、配偶者の呼寄せが可能となり、当該配偶者は許可を受けずに就労可能	本体の外国人が18か月の正規滞在後、配偶者の呼寄せが可能となり、当該配偶者は許可を受けずに就労可能	就労許可を受けることで就労可能 (ただし、月給が一定額未満の場合、配偶者の呼寄せ自体が不可)	就労許可を受けることで就労可能	原則不可能 (ただし、一般的手続として、専門分野の在留資格を取得すれば可能)	原則不可能 (ただし、一般的手続として、専門分野の在留資格を取得すれば可能)	許可を受けずに就労可能	移民の家族として受け入れられるものであり、就労可能
親の帯同	原則不可能	移民の家族として帯同可能	原則不可能	移民の家族として帯同可能	原則不可能	原則不可能	原則不可能	原則不可能	原則不可能	原則不可能	原則不可能	帯同可能 (ただし、有効期間6か月。必要に応じ更新可)	帯同可能	帯同可能	原則不可能	移民の家族として帯同可能
家事使用人の帯同	帯同可能 (家事使用人としての受入れ規定あり)	原則不可能	制度上は可能 (労働市場テストを経て、当局から許可を受ければ、「滞在期限付き外国人労働者」(職種制限なし)としての受入れが制度上は可能であるが、実際の許可件数は不明)	制度上は可能 (労働市場テストを経て、当局から許可を受ければ、「滞在期限付き外国人労働者」(職種制限なし)としての受入れが制度上は可能であるが、実際の許可件数は不明)	帯同可能 (第1～第5階層での受入れとは別に家事使用人としての受入れ規定あり)	帯同可能 (第1～第5階層での受入れとは別に家事使用人としての受入れ規定あり)	制度上は可能 (労働市場テストを経て、当局から許可を受ければ、「労働許可証」(職種制限あり(要介護者がいる家庭での家事労働等))での受入れが制度上は可能であるが、実際の許可件数は不明)	制度上は可能 (労働市場テストを経て、当局から許可を受ければ、「労働許可証」(職種制限あり(要介護者がいる家庭での家事労働等))での受入れが制度上は可能であるが、実際の許可件数は不明)	制度上は可能 (労働市場テストを経て、当局から許可を受ければ、「一時滞在許可証」(職種制限なし)での受入れが制度上は可能であるが、実際の許可件数は不明)	制度上は可能 (労働市場テストを経て、当局から許可を受ければ、「一時滞在許可証」(職種制限なし)での受入れが制度上は可能であるが、実際の許可件数は不明)	帯同可能 (「外国人家事労働者制度」によって承認された国からのみ家事使用人としての受入れ規定あり)	帯同可能 (「外国人家事労働者制度」によって承認された国からのみ家事使用人としての受入れ規定あり)	制度上は可能 (韓国系外国人に適用される「特例雇用許可制度」(職種制限及び人数制限あり)での受入れが制度上は可能であるが、実際の許可件数は不明)	制度上は可能 (韓国系外国人に適用される「特例雇用許可制度」(職種制限及び人数制限あり)での受入れが制度上は可能であるが、実際の許可件数は不明)	制度上は可能 (「長期就労ビザ」を保有する企業の上級幹部に限定して受入れが制度上は可能であるが、実際の許可件数は不明)	原則不可能